

報道資料

令和4年1月28日（金）

福祉医療部 医療・介護保険局 介護保険課 担当：河井、鷹田

電話：0742-27-8534（ダイヤルイン） 内線：2850、2852

県内高齢者施設における新型コロナウイルス感染症のクラスター事案の発生について（第2報）

令和4年1月21日（金）にクラスター事案として報道発表した県内高齢者施設において、新たに入所者2名の感染が判明しました。

1 発生場所

県内高齢者入所施設

2 感染者の概要（合計9名）

- ・経緯：1月13日に1例目（有症状での受診）の感染を確認
入所者及び職員全員に検査を実施し、2～7例目の感染を確認
追加で実施した検査で8例目及び9例目の感染を確認
- ・感染者内訳：入所者7名（80～90歳代）
職員2名（40～50歳代）
- ・感染者番号：16915、17814、17433、17434、17435、21011、21012、他府県分2名
（報道発表日：1月14日～25日）

3 クラスター発生の要因の推定

施設での食事や日常の介護における近距離での対面を通じ、多数の施設内感染が発生したと推測されます。

4 県の対応

- ・施設の入所者及び職員全員、並びに感染者と接触の可能性のある関係者に対し幅広くPCR検査を実施
- ・感染症専門医及び県担当課による現地確認及び感染防止対策の現地指導を実施

5 施設の対応

- ・新規入退所、入所者及び職員の食事等による集合を停止
- ・系列施設との職員の往来の停止

クラスター事案については、新たな感染者が確認されず、感染者との最終接触から10日間経過しましたら、対応を終了とします。

感染症法第16条第2項による個人情報保護の観点から、患者及びご家族等の個人情報については、特定されることのないよう、格段のご配慮をお願いします。関係者等への取材はご遠慮ください。